主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

弁護人浦田仙造の控訴趣意は、記録に編綴されている同弁護人提出の控訴趣意書 記載のとおりであるからこれを引用する。

同控訴趣意中(一)事実誤認の点について、

論旨は、先づ被告人の原判示第一及び第二の所為は正当防衛行為であると主張するにあるが、右所論は判示A薬店前道路上において生じた一瞬の場面をとらえて、独自の結論をなしたものというべく本件記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われた被告人の当夜の行動を全般的に観察すれば、被告人の本件所為が所論のごとき防衛意思に出でたものとは認め得ない。

ごとき防衛意思に出でたものとは認め得ない。 すなわち、所論指摘の各証拠に徴すると、判示Bは、C劇場において自らの非礼 な振舞を顧みず、却つて被告人等に因念をつけて挑戦的態度に出で、同僚D等と共 に被告人等を脅迫し、「たたき殺してやる、下で待つておれ」と捨独白をのこして 同劇場を立ち去り、被告人等の帰途を判示日店附近で待ち伏せ、被告人を呼びと め、とらえて同所から暗夜で人通り稀れなA薬店前道路に連行し、Bに随行した前 記DのほかF、Gにおいて被告人を取り囲んだ状況のもとに、Bは只管陳謝し、無 抵抗の被告人の胸倉を掴えて、その顔面を二、三回殴打し、被告人がこれにひるみ、後方の溝に落ち込んだところえ、襟首を掴えていたBがこれに続いてのしかか る様にして、さらに殴打しかかつて来た際、被告人は激昂して、所携の切出し小刀 を以てB目がけて突き刺し、さらにその場に居合せた前記Fに立向い、右小刀で同 人の大腿部を突き刺した事実が認められるけれども、被告人は右のごとくC劇場においてB事から脅迫された上に、帰途前示のごとく呼び止められたのであるから、その情勢下においては同人等から暴行を受けるかも知れないことは充分察知し得ら れた筈であり、しかも原判決に挙示の証拠により、被告人はH、及びI等と共に同 劇場を立ち出で、前記E店附近においては、同方向に帰途についていた他の船員数 名もいたことが明らかであるので、被告人が諾々とB等の連行に委ねるについて は、万一の場合所携の小刀で立ち向う意思があつたことも窺い得られないでもなく、またB、D、G、F等は本件犯行現場において何等の兇器も所持しておらず、Bは素手で殴打し九のみであり、他の者等も附近に立つていたとはいえ、毫も被告人に立向つて来た形跡は存しなかつえことが明白である。以上説示のごとき情況か ら考察すれば、Bの被告人に対する前示のごとき攻撃は不正の侵害といい得るとし ても、被告人においてこれを避けるために、他に何等の方策も構じ得なかつたもの とは考えられず、従つて、被告人が所携の小刀でBを突刺し、さらにFをも突き刺 した本件所為が、自己の権利を防衛する為めに已むことを得なかつたものと認める に由ない。なお原判決がBにおいて被告人方におしかぶさるように向つて来たもの でなく、同人が被告人より突き刺されて溝に落ち、その場に坐り込み、そのはづみに被告人が同人と共に溝に落ち込んだもののごとく説示している点については、前に認定したとおりの状況であつたと認められること所論指摘のとおりであるが、右の点は罪となるべき事実に属せず、従つて判決を破棄すべき事実誤認というは当ら ない。

次に論旨は、本件切出小刀は銃砲刀剣類等所持取締令第十五条に規定すると首ではこれに類似する刃物と認めることはできないと主張するが、押収されても切出小刀は、被告人がBか或いはFを突いた〈要旨〉とた端が折れたものであることが記録上明らかであり、白木の柄と蓋のついた細身の鋭利な刃器を言うって、先端の折れない状態においては、優に刃渡十糎位のものであったことが推認される。而して前示法条に所謂と首に類似ていて首のようにおいてもおいてもとができる。その形状にこれを作るのとができる。それできる。それでもの形状にこれを作るのとができる。それでするに類似の身体するを汎けてもの形状にこれを関すると認め得られるのと解するに所定のとは可能となり、あるに対しているのであるに類似のもの他正当がは、ないたことは勿論であって、被告人は本件犯行当を決しているに対しているのであるに対したものであるに対しているので表示できる。とは原著第四回公判調書の第一次が携帯禁止の刃物に該当しないと主張していることは原著第四回公判調書の第一次が携帯禁止の刃物に該当しないと主張していることは原著のというを得ない。

而して記録を精査しても、原判決の事実認定に誤りがあることを発見することはできないので、原判決には所論のような違法はない。論旨は理由がない。同控訴趣意中(二)量刑不当の点について、しかし、本件記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われた被告人の性し

格、年齢境遇、並びに本件犯罪の動機、態様その他諸般の情状及び犯罪後の情況等を考究し、なお所論の情状を参酌しても、原審の被告人に対する刑の量定はまことに相当で、これを不当とする事由を発見することができないので、論旨は採用ずることができない。

よつて、刑事訴訟法第三百九十六条に則り、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 筒井義彦 判事 柳原幸雄 判事 岡林次郎)